

令和2年7月

お客さま 各位

北見信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設のお知らせ と未利用口座削減のお願いについて

平素より 北見信用金庫 をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では令和2年（2020年）10月1日以降に新規開設いただく普通預金口座について、下記のとおり「未利用口座管理手数料」を適用させていただくこととなりました。

「未利用口座管理手数料」は、2年以上一度もお預入れまたは払戻し等によるお取引がない普通預金口座を対象としてご負担いただくものです。

また近年、お客さまが保有する長期間未利用口座が金融犯罪に使用される事象が増加しております。当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し金融犯罪の防止に向けて取組みしてまいりますので、未利用口座の削減についてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料の対象口座

①. 次に該当する口座を未利用口座とします

- ・最後のお預入れまたは払戻し等によるお取引（当該口座のお利息組入れ、および本手数料の口座引落を除きます）から、2年以上一度もお預入れまたは払戻し等のお取引がない口座

②. 未利用口座であっても、次のいずれかに該当する場合は本手数料の対象外となります

- ・令和2年（2020年）9月30日以前に開設した未利用口座
- ・未利用口座の残高が1万円以上
- ・同一店舗において、定期性預金・国債・保険等のお取引があるお客さま
- ・同一店舗において、ご融資（ローン等のお借入）のお取引があるお客さま

③. ご注意いただく点

- ・対象の普通預金口座は、総合口座、無利息型普通預金、通帳レス口座を含みます
- ・通帳・印章の喪失等により、ご利用を停止している口座も対象となります

2. 未利用口座管理手数料の金額

- ・年額1,200円(税込1,320円)

3. 未利用口座管理手数料にかかる事前通知

- ・本手数料の対象となる未利用口座を保有するお客さまに対しては、当金庫にお届けのお名前・ご住所あてに、事前に「ご案内」を送付させていただきます。（「ご案内」が到着しなかった場合でも、通常到着したものとみなします）
- ・「ご案内」を送付した月の翌々月の月末時点においてもお取引がない場合に、本手数料を当該口座から引落しさせていただきます。

4. 未利用口座の自動解約

- ・未利用口座の残高が本手数料額未満の場合は、口座残高をもって本手数料の一部としてご負担いただき、未利用口座を解約させていただきます。
なお、口座解約にかかる預金者等によるお手続きは不要です。
- ・ご負担いただいた本手数料のご返却、および解約させていただいた口座の再利用はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

5. 「未利用口座管理手数料」の目的

本手数料は、次の目的により新設するものです。

- ・未利用口座について、お取引の再開をお勧めすること
- ・金融犯罪を防ぐため、お使いにならない口座の解約をお勧めすること

6. 「未利用口座に関する特約規定」の制定

本手数料の新設に伴い、次ページのとおり「未利用口座に関する特約規定」を制定させていただきます。

なお、制定日は「令和2年10月1日」とし、同日から適用させていただきます。

※ 今後、本手数料に関して変更がある場合は、ホームページ等でお知らせいたします。

※ ご不明な点がございましたら、お取引店へお問い合わせください。

以 上

未利用口座に関する特約規定

- ・一定期間以上ご利用されていない預金口座については、本規定によりお取扱いいたします。

北見信用金庫

(令和2年7月1日公表)

お客さまからお預かりしているご預金のうち、一定期間以上ご利用されていない口座（以下「未利用口座」といいます。）につきましては、本規定に定める要件にもとづき、毎年一定の期日において「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。

また、未利用口座のうち残高が0円の口座については、当該口座を解約させていただきます。

別に定めるご預金等にかかる規定の特約事項として、お客様に合意いただく事項は次のとおりです。

1. (特約条項を適用する規定)

この特約規定は、ご契約いただいた預金等にかかる別に定める次の規定に適用します。

- (1). 普通預金規定
- (2). 総合口座取引規定
- (3). 通帳レス口座に関する特約規定

2. (未利用口座の範囲)

- (1). 最後にお預入れまたは払戻し等による口座残高の異動（以下「お取引」といいます。なお、当該口座にかかる預金利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお取引がない預金口座を未利用口座として取扱います。
- (2). 前項の口座のうち、通帳・印章等の喪失等によりご利用を停止している口座も未利用口座として取扱います。

3. (未利用口座管理手数料)

令和2年10月1日以降に開設した普通預金口座（総合口座および通帳レス口座を含みます。）が未利用口座に該当する場合は、第5項各号に該当する場合を除き、次により未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

- (1). 当該口座にかかる、お届けのお名前・ご住所宛に通知を発信します。なお、この通知が延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (2). 前項の通知を発信した月の翌々月の月末時点においてもお取引がない場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3). 前項の未利用口座管理手数料は、払戻請求書等によらず当該口座から引落しできることとし、引落した当該手数料はご返却いたしません。
- (4). 前項の引落し時において、未利用口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当該口座残高を未利用口座管理手数料の一部としてご負担いただき、当該口座残高を0円とします。
- (5). 第2項にかかわらず、次に該当する場合は、未利用口座管理手数料のご負担を免除します。
 - ①. 未利用口座の預金残高が1万円以上の場合
 - ②. 未利用口座の取引店と同一店舗において、定期性預金、国債、生命保険、損害保険等のお取引がある場合
 - ③. 未利用口座の取引店と同一店舗において、ご融資のお取引がある場合

4. (未利用口座の解約)

- (1). 未利用口座の残高が0円となった場合は、預金者等に通知することなく、当該口座を解約できることとします。
- (2). 前項による口座解約にかかる預金者等によるお手続きは不要です。
- (3). 第1項により解約した口座の再利用はできません。

5. (規定の変更)

- (1). この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2). 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(令和2年10月1日現在)